# 1 国民健康保険特別会計の状況

## (1) 款別歳入決算の前年度比較

	令和3年度	令和4年度	前年度比	
款	決算額 (円)   (A)	決算額 (円) B	(円) ®-A	(%) B/A
<b>国口协士</b> 但办役	0		0 0	
国民健康保険税	1, 306, 773, 898	1, 295, 399, 470	$\triangle 11, 374, 428$	99. 1
国庫支出金	4, 924, 000	0	△4, 924, 000	皆減
県支出金	3, 930, 091, 878	4, 062, 679, 043	132, 587, 165	103. 4
財産収入	1	1	0	100.0
繰入金	550, 453, 187	640, 155, 644	89, 702, 457	116. 3
繰越金	131, 241, 142	98, 439, 339	△32, 801, 803	75. 0
諸収入	12, 989, 934	19, 125, 239	6, 135, 305	147. 2
合 計	5, 936, 474, 040	6, 115, 798, 736	179, 324, 696	103. 0

# (2) 款別歳出決算の前年度比較

	令和3年度	令和4年度	前年度比		
款	決算額 (円) (A)	決算額 (円)   B	(円) <b>B</b> -A	(%) B/A	
総務費	45, 051, 800	62, 947, 012	17, 895, 212	139. 7	
保険給付費	3, 889, 049, 002	4, 031, 491, 697	142, 442, 695	103. 7	
国民健康保険事業費納付 金	1, 751, 264, 843	1, 778, 327, 712	27, 062, 869	101. 5	
保健事業費	35, 662, 837	39, 546, 684	3, 883, 847	110. 9	
基金積立金	1	1	0	100.0	
諸支出金	117, 006, 218	83, 657, 839	△33, 348, 379	71. 5	
合 計	5, 838, 034, 701	5, 995, 970, 945	157, 936, 244	102. 7	

## (3) 款別歳入決算の状況

款	予算現額 (円) <sub>(A)</sub>	調定額 (円) ®	収入済額(決算額) (円) ©
国民健康保険税	1, 327, 272, 000	1, 591, 048, 279	1, 295, 399, 470
国庫支出金	1,000	0	0
療養給付費交付金	1,000	0	0
県支出金	4, 027, 666, 000	4, 062, 679, 043	4, 062, 679, 043
財産収入	1,000	1	1
繰入金	640, 273, 000	640, 155, 644	640, 155, 644
繰越金	98, 439, 000	98, 439, 339	98, 439, 339
諸収入	8,000	19, 125, 239	19, 125, 239
合 計	6, 093, 661, 000	6, 411, 447, 545	6, 115, 798, 736 ®

## (4) 基金の状況

		令和3年月	度末現在高
区 分	基金の目的		市民一人当た りの現在高
		A	® (A)∕69, 133 人)
国民健康保険事業 財政調整基金	国民健康保険事業の健全かつ円滑な 運営を図るために必要な財源を積み 立てる。	77, 008	1

不納欠損額	収入未済額	予算現額に対す	Ţ	仅入割合(%)	
(円)	(円)	る増減額(円)	対予算現額	対調定額	決算額構成比
D	$\mathbb{B} - \mathbb{C} - \mathbb{D}$	©-A	C/A	C/B	C/E
26, 436, 273	269, 212, 536	△31, 872, 530	97. 6	81.4	21. 2
0	0	△1,000	0.0	0.0	0.0
0	0	△1,000	0.0	0.0	0.0
0	0	35, 013, 043	100. 9	100.0	66. 4
0	0	△999	0. 1	100.0	0.0
0	0	△117, 356	100.0	100.0	10. 5
0	0	339	100.0	100.0	1.6
0	0	19, 117, 239	239, 065. 5	100.0	0.3
26, 436, 273	269, 212, 536	22, 137, 736	100. 4	95. 4	100.0

# (単位 円)

令和4年月	令和4年度中の増減		令和4年度末現在高		度比
積立額	取り崩し額		市民一人当た りの現在高		市民一人当た りの現在高
©	D	<b>E</b> ( <b>A</b> + <b>C</b> − <b>D</b> )	序 (E/68,936 人)	$\mathbb{E} - \mathbb{A}$	$\mathbb{P} - \mathbb{B}$
1	0	77, 009	1	1	0

## (5) 保険税決算の状況

区分	予算現額 (円) <sub>(A)</sub>	調定額 (円) <sub>B</sub>	収入済額(決算額) (円) ©	不納欠損額 (円) <sup>①</sup>
現年度課税分	1, 265, 548, 000	1, 317, 633, 700	1, 223, 004, 545	0
滞納繰越分	61, 724, 000	273, 414, 579	72, 394, 925	26, 436, 273
合 計	1, 327, 272, 000	1, 591, 048, 279	1, 295, 399, 470 <b>E</b>	26, 436, 273

# (6) 収入未済額の内容

(単位 円)

区分	国民健康保険税	
令和4年度	94, 629, 155	
令和3年度	58, 504, 693	
令和2年度	47, 447, 335	
令和元年度	33, 761, 827	
平成30年度以前	34, 869, 526	
合 計	269, 212, 536	

## (7) 過誤納金還付未済額の内容

(単位 円)

区分	国民健康保険税	
令和4年度	2, 907, 700	

## (8) 不納欠損額の内容

(単位 円)

区分	国民健康保険税
地方税法第15条の7第4項	15 人 1, 432, 726
地方税法第15条の7第5項	
地方税法第18条	443 人 25, 003, 547
合 計	26, 436, 273

収入未済額	決算額 構成比	徴収率(過誤納金還付未済額を除く。)			八尹昭   徴収率(前誤納金遠付木准組を除く。)  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		被保険者一 決算額	人当たりの
(円)	(%)	(%)	前年度	対前年度	(円)	被保険者[令和 4年度末]		
$\mathbb{B} - \mathbb{C} - \mathbb{D}$	C/E	C/B	F	C/B-F	E/H	$\mathbb{H}$		
94, 629, 155	94. 41	92. 62	92. 93	△0.31	110, 087	11,767人		
174, 583, 381	5. 59	26. 35	22.88	3. 47	110, 007	11, 707		
269, 212, 536	100.00	81. 24	81.00	0. 24				

#### 地方税法 (抜粋)

(滞納処分の停止の要件等)

- 第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、 滞納処分の執行を停止することができる。
  - (1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
  - (2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
  - (3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

#### $2 \sim 3$ 略

- 4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。
- 5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(地方税の消滅時効)

第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間 行使しないことによって、時効により消滅する。 (1)以下 略

# (9) 款別歳出決算の状況

款	予算現額 (円)	支出済額(決算額)	翌年度繰越額 (円)
	A	B	©
総務費	68, 176, 000	62, 947, 012	0
保険給付費	4, 031, 806, 641	4, 031, 491, 697	0
国民健康保険事業費 納付金	1, 835, 728, 000	1, 778, 327, 712	0
共同事業拠出金	2,000	0	0
財政安定化基金拠出 金	1,000	0	0
保健事業費	56, 591, 000	39, 546, 684	0
基金積立金	1,000	1	0
諸支出金	84, 673, 000	83, 657, 839	0
予備費	16, 682, 359	0	0
승 카	6, 093, 661, 000	5, 995, 970, 945 ①	0

不用額	執行割	市民一人当たりの決算額	
(円)	対予算現額	決算額構成比	(円)
<u>A</u> -B-C	B/A	B/D	圆∕68,936 人
5, 228, 988	92. 3	1.0	913
314, 944	100.0	67. 2	58, 482
57, 400, 288	96. 9	29. 7	25, 797
2,000	0.0	0.0	0
1,000	0.0	0.0	0
17, 044, 316	69. 9	0.7	574
999	0. 1	0.0	0
1, 015, 161	98.8	1.4	1, 213
16, 682, 359	0.0	0.0	0.0
97, 690, 055	98. 4	100.0	86, 979

科目	款		項		目		
	事 業 名	国民健康保	国民健康保険事業				
	決 算 額 (前年度比)		財	源	内	訳	
	5, 995, 970, 945 円	国・県支出金	使用料・手数 料	分担金・負担 金・寄附金	地方債	その他	一般財源等
	(+157,936,244円)	4, 062, 679, 043 円	0円	0 円	0円	12, 782, 321 円	1, 920, 509, 581 円
主管	市民一人当7 の決算額	たり 86,979 円 (一般財源等ベース 27,859 円) 単位決算額 488,152 円 (被保険者 12,283 人)				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
1 事業目的 相互扶助の精神にのっとり、国民健康保険加入者の疾病、負傷、出産又は死亡 に関し、保険給付を行う。							

## 2 事業内容

### (1) 一般状況

ア 年度平均 (月平均)

区 分	内 容	
世帯		8,100 世帯
	一般	12,283 人
被保険者	退職者	0 人
	合 計	12,283 人
前期高齢者被保険者65歳~74歳(再	5,052 人	
介護保険第2号被保険者(再掲)		4,102人
前期高齢者被保険者65歳~74歳(再	合 計	12, 283 5, 052

### イ 指標実績

•		
	区分	内 容
侟	験税収入率((収入済額-還付未済額) / 調定額)	81. 24%
	現年課税分((収入済額-還付未済額) /調定額)	92.62%
	滞納繰越分((収入済額-還付未済額) /調定額)	26. 35%
1	人当たり医療給付費(※1)	325, 441 円
侟	健事業比率(※2)	3. 23%

※1 1人当たり医療給付費= {療養諸費(審査支払手数料を除く)+高額療養費+移送費}/平均被保険者数(一般+退職)

※2 保健事業比率=保健事業費/保険税収入額

(2) 保険給付費(保険給付の状況)

国民健康保険法及び清須市国民健康保険条例の規定による保険給付を行った。

### ア 療養給付費

区 分	1人当たり	1件当たり	件数	事業費
一般	281,000円	16,550円	208,557件	3, 451, 525, 886 円
退職者	0 円	0 円	0 件	0 円

#### イ 療養費

区 分	1人当たり	1件当たり	件数	事業費
一般	3,870 円	7,026 円	6,765件	47, 533, 777 円
退職者	0 円	0 円	0 件	0 円

険

年 金

課

険 年 金 課

保

#### ウ 審査支払手数料

支給額 (平均)	件数	事業費
47.72 円/件	218,046件	10, 405, 158 円

### 工 高額療養費

区 分	1人当たり	1件当たり	件数	事業費
一般	40,571 円	56, 379 円	8,839件	498, 332, 044 円
退職者	0 円	0 円	0 件	0 円

#### オ その他保険給付

区 分	支給額	件 数	事業費
出産育児一時金	420,000 円以内/件	47 件	19, 572, 240 円
葬祭費	50,000 円/件	57 件	2,850,000円
傷病手当金	_	39 件	1, 263, 352 円

#### (3) 事業費納付金

県が財政運営上、県内市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じ決定した国保事業費納付金(保険料負担)を納めた。

#### ア 医療給付費

区分	1人当たり	被保険者 (年度平均)	事業費
一般被保険者医療給付費	98, 490 円	12,283 人	1, 209, 750, 781 円
退職被保険者医療給付費 (過年度精算分)	0 円	0人	458, 675 円

#### イ 後期高齢者支援金

区分	1人当たり	被保険者 (年度平均)	事業費
一般被保険者後期高齢者 支援金	32, 396 円	12, 283 人	397, 923, 478 円

### ウ 介護納付金

区分	1人当たり	被保険者 (年度平均)	事業費
介護納付金	41,491 円	4,102人	170, 194, 778 円

#### (4) 保健事業費

### ア 特定健康診査等事業費

支給額(平均)	件数	事業費
10, 150 円/件	3,355件	34, 052, 966 円

#### イ 保健事業費(人間ドック補助事業)

支給額 (限度額)	件数	事業費
15,000 円以内/件	185 件	2,770,300 円

#### 3 事業成果

被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うとともに、特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に努め、社会保障及び市民の健康増進に寄与することができた。

国保制度改正による財政の県単位化の5年目として、適正な財政運営を行うことができた。

